

一関市産業教養文化体育施設条例使用料

利用区分		単位	利用料金の限度額		
			基本利用料金	冷暖房料	
ミーティングルーム		1 時間	100円	20円	
トレーニングルーム		1 時間	200円	40円	
第 1 会議室		1 時間	400円	80円	
第 2 会議室		1 時間	800円	160円	
アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	350円	800円
		一般	1 時間	700円	800円
	個人	高校生以下	1 回	100円	—
		一般	1 回	200円	—
備品	デジタイマー	1 回	200円	—	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間として計算する。
- 2 アリーナを二分して専用利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額の 5 割に相当する額とする。
- 3 附属設備及び備品等（この表に掲げるものを除く。）を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。
- 4 会議室等で販売その他の営利を目的とする場合の基本利用料金は、この表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。
- 5 アリーナで販売その他の営利を目的とする場合の基本利用料金は、1 時間当たり 8,000円とする。
- 6 利用料金を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。